# 平成18年度第2期 自動車整備技術講習 受講生募集のご案内

### ●講習の種類、時間及び受講料

(テキスト代、保険料、消費税、地方消費税を含む)

=#33の1手*立	>#22n+88	平日昼間コース	夜間コース	受 講 料	
講習の種類	講習時間	日曜コース 9:30~16:30	18:00~ 21:00	会 員	会員外
3 級 基 礎	48 時間	全8回	全16回	28,000円	40, 500 円
3 級 自 動 車 シャ シ	96 時間	全16回	_	54, 500 円	79, 500 円
3級自動車ガソリン・エンジン	96 時間	全16回	全32回	54, 500 円	79, 500 円
3級二輪自動車	96 時間	全16回	_	53, 500 円	78, 000 円
2 級 ガ ソ リ ン 自 動 車	132 時間	全22回	全44回	76,000円	110,000円
自動車電気装置	120 時間	全20回	_	78, 000 円	109,000円
受講料はクレジット払い(1 回、3 回、6 回、10 回)がご利用になれます。(要審査)					

- ●受付期間 平成18年8月21日(月)~9月15日(金)※土・日曜を除く (全種目) (基礎講習に引続き3級本講習の受講を希望する方は期間内に同時にお申込下さい。)
- ●受付の際に必要なもの(各種目毎)
  - ①平成18年度第2期受講申込書(会員・会員外で別の様式となります。旧様式は使用不可。)
    - ※ 事前に、ホームページから取得するか受付場所でお申し付けください。
    - ※ 必要事項を記入。会員は在籍証明書欄に所属事業場より印(社印、事業主印)を受けてください。
  - ②受講資格を確認できる証書または整備技能者手帳
    - ※ 受講資格に係る基礎講習修了・学歴・整備士資格については、それらを証する証書・整備技能者手帳等を提出・提示してください。
  - ③ 自動 車 整 備 作 業 の 実 務 経 験 証 明 書(会員外は必ず添付してください。ただし基礎講習除く)
    - ※ 会員でも在籍証明書のみでは実務経験を満たさない場合は添付してください (実務経験証明書は証明内容が適当であると振興会が判断した場合にのみ有効となります)
  - ④官製はがき 各種目 1 枚【表面に(住所・氏名)明記のもの。裏面白紙。】 (3 級の場合、3 級基礎で 1 枚・3 級本講習 (シャシ・ガソリン・二輪) で 1 枚必要です)
  - ⑤受講料 (現金) ※クレジット希望者は銀行印、免許証のコピーをお持ち下さい

### ●受付場所 社団法人 東京都自動車整備振興会

(会員外は本部で 渋谷区本町4-16-4 (東京都自動車整備教育会館4階) 03-5365-4300 のみ受付ます) 品川支所 品川区東大井1-12-17(品川検査場構構内D棟2階) 03-3471-6931 足立支所 足立区南花畑4-14-4(足立検査場前D棟1階) 03-3884-3211 練馬支所 練馬区北町2-8-10(練馬検査場構内D棟2階) 03-3559-1161 多摩支所 国立市北3-29-8(多摩軽検査場隣) 042-525-9919 八王子支所 八王子市滝山町1-267-6(八王子検査場構内F棟) 0426-91-6117

申込書・実務経験証明書は、ホームページ http://www.tossnet.or.jp/からどうぞ

### ●受講資格

#### ◆3級基礎講習

満15歳以上の方

**3級本講習の受講を希望される方は、この3級基礎講習を受講し修了することが必要です。**なお、整備士資格をお持ちの方は基礎講習が免除されます。

### ◆3級本講習(シャシ、ガソリン、二輪)

・3級基礎講習修了者(基礎講習修了日から3級本講習開講日の時点で2年を経過しない者)で、 講習の修了日までに下記の自動車整備作業に関する実務経験を有する方。

学歴等による区分(卒業)	又は修了者) 及び資格区分	自動車整備作業に関する実務経験		
— 般	下記の学歴等に該当しない方	1 年 以 上		
大学、高校、専修(各種)学校	機械に関する学科	6ヶ月以上		
大学、高専、高校 自動車に関する学		実務経験不要		
職業能力開発校	自動車整備科1年以上1400時間以上			
自動車タイヤ整備士又は自動車	車車体整備士の資格取得者	3級自動車シャシ について実務経験不要		
自動車電気装置整備士の資格理	取得者	3級自動車ガソリンについて実務経験不要		
※その他講習所規程に準ずる				

### **◆2級講習**(ガソリン)

• 3級自動車整備士資格取得後、講習修了日までに下記の自動車整備作業に関する実務経験を有する方。

学歴等による区分(卒業又は修了者)		3級自動車整備士資格取得後の自動車整備 作業に関する実務経験	
— 般	下記の学歴等に該当しない方	3 年 以 上 (平成16年3月10日以前3級資格取得者)	
高校、各種(専修)学校 一種養成施設 職業能力開発校	機械に関する学科 3級課程 自動車整備科1年以上1400時間以上	2 年 以 上 (平成17年3月10日以前3級資格取得者)	
大学、高専	機械に関する学科	1年6ヶ月以上 (平成17年9月9日以前3級資格取得者)	
職業能力開発校	自動車整備科2年以上2800時間以上	1 年 以 上 (平成18年3月10日以前3級資格取得者)	
※ その他講習所規程に準ずる			

#### ◆自動車電気装置

• 講習修了日までに、下記の自動車電気装置に関する実務経験を有する方。

学歴等による区分	)(卒業又は修了者)	自動車電気装置の整備作業実務経験		
— 般	下記の学歴等に該当しない方	2 年 以 上		
大学、高専	電気に関する学科	1年6年日11日		
職業能力開発校	自動車整備科2年以上2800時間以上	1年6ヶ月以上		
一種養成施設、認定大学 2級課程		1 年 以 上		
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科			
※その他講習所規程に準ずる				

### ●教場別講習期間

教 場	コース	種	目	講習期間	曜日
	平日昼間	3級	基礎	9月20日 ~ 11月8日	水曜
			二輪	11月15日 ~ 3月14日	
		自動車電気装置		10月5日 ~ 3月8日	木曜
<u>+</u>		3級	基礎	10月8日 ~ 11月19日	日曜(祝日11/3含)
	日曜	O IIIX	シャシ	11月26日 ~ 3月11日	日曜 (祝日 2/12 含)
本部		2級ガソリン		10月8日 ~ 3月11日	日曜
各50名	夜 間	3級	基礎	10月2日 ~ 11月16日	月・木中心
			ガソリン	11月27日 ~ 3月15日	月・木中心
		2級ガソリン		10月2日 ~ 3月15日	月・木中心
	平日昼間	3級	基礎	平成19年1月12日~23日	月~金
	連続		ガソリン	平成19年2月20日~3月13日	月~金
岩倉		3級	基礎	10月4日 ~ 11月14日	火・水・金
定員 夜	夜 間	る救久	ガソリン	11月29日 ~ 3月13日	火・水・金
各50名		2級ガソリン		10月5日 ~ 3月14日	月・木中心
立川 定員 各25名	夜 間	3級	基礎	10月2日 ~ 11月16日	月・木中心
			ガソリン	11月27日 ~ 3月15日	月・木中心
		2級	ガソリン	10月2日 ~ 3月15日	月・木中心

- (注意) ①都合により上記日程等を変更する場合があります。
  - ②受講者数によっては、開講できないことがあります。
  - ③ホームページから詳しい日程表がダウンロードできます。(一部教場を除く)

### ●その他の注意事項

- ①当講習課程を修了されますと修了種目について2年間、国家検定の実技試験が免除されます。
- ②当講習は、講習修了日まで受講資格を満たしていることが必要です。
- ③整備士資格取得には、別に行われる登録(又は検定)学科試験に合格することが必要となります。
- ④証明書等のコピーは使用できません。
- ⑤郵送による受付は行いません。
- ⑥受講料領収書は確認が必要となる場合もありますので大切に保管してください。
- ⑦修了するためには、全講習時間の80%以上の出席が必要です。(詳細は開講時に説明)

### ●クレジット払い (1回、3回、6回、10回) ご利用についての留意事項

- ① ㈱セントラルファイナンスとクレジット契約していただきます。
- ② 口座振替での支払いになりますので、申し込み時に銀行印、免許証のコピーをお持ち下さい。
- ③ 審査には数日お待ちいただき、信販会社から電話にてお知らせいたします。
- ④ 審査の結果、利用出来ない場合があります。

### ●講習所案内図

※各教場とも、 自動車(バイク含)の乗 り入れは厳禁します。







### ●自動車整備技術講習適用の給付金制度について

### ◎キャリア形成促進助成金(全講習対象)

この制度は事業主による年間職業能力計画を基に運用されるため、事前に関係機関への申請が必要となります。 講習申込みの前に「雇用・能力開発機構」(TEL:03-3816-8164)までお問い合わせください。

### ◎教育訓練給付金

当講習(厚生労働大臣指定講座)の修了後、受講者本人の申請により国から給付金が支給される制度です。講習初日に配布される「希望調査表」を指定期日までに振興会事務局に提出する必要があります。

対象の講習 (厚生労働大臣指定講座)	2級ガソリン自動車		
給付金額	雇用保険の被保険者期間5年以上 ⇒ 受講費用の40%(最高20万円) " 3年以上5年未満 ⇒ 受講費用の20%(最高10万円)		
条件	次の①~④すべてに該当する方 ① 雇用保険の被保険者期間が継続して5年(3年)以上の被保険者、又は5年(3年)以上の期間を満たして離職後1年以内の方。 ② 受講生個人で受講料を負担される方。 ③ 当該講習を修了された方。 ④ 従前5年(3年)以内に本制度を利用していない方。		
受給対象者	受講者本人		

### ●お問い合わせは

## (社) 東京都自動車整備振興会 教育部

東京都渋谷区本町4-16-4 TEL:03-5365-4300